

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="528 562 896 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="596 1297 828 1329"><u>2023年4月1日</u></p> <p data-bbox="575 1444 848 1476">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1777 562 2145 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="1846 1297 2077 1329"><u>2023年5月1日</u></p> <p data-bbox="1825 1444 2098 1476">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧						新						備考(変更理由)
<p>別記</p> <p>1 光電話サービスの提供区域等</p> <p>(1) 光電話サービスの提供区域</p> <p>光電話サービスの提供区域は、次に掲げる市町村の区域のうち当社が別に定める区域とします。また、各提供区域における提携事業者、特定協定事業者は次のとおりとします。</p>												
地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ	地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ	
高知県	高知市、南国市、吾川郡(いの町)	ピカラ KCB	高知ケーブルテレビ株式会社	—	可	高知県	高知市、南国市、吾川郡(いの町)	ピカラ KCB	高知ケーブルテレビ株式会社	—	可	
	土佐市、須崎市	ピカラよさこい	よさこいケーブルネット株式会社	—	可		土佐市、須崎市	ピカラよさこい	よさこいケーブルネット株式会社	—	可	
	香南市	ピカラ香南	一般社団法人香南ケーブルテレビ	—	—		香南市	ピカラ香南	一般社団法人香南ケーブルテレビ	—	—	
	日高村	ピカラ日高	日高村	—	—		日高村	ピカラ日高	日高村	—	—	
	奈半利町、安田町、北川村、馬路村	ピカラ中芸	奈半利町、安田町、北川村、馬路村	—	—		奈半利町、安田町、北川村、馬路村	ピカラ中芸	奈半利町、安田町、北川村、馬路村	—	—	
	[エリア区分(1)] 宿毛市、四万十市(ただし、エリア区分(2)を除く)	ピカラ swan	西南地域ネットワーク株式会社	—	可 (ただし、エリア区分(1)に限ります)		[エリア区分(1)] 宿毛市、四万十市(ただし、エリア区分(2)を除く)	ピカラ swan	西南地域ネットワーク株式会社	—	可 (ただし、エリア区分(1)に限ります)	
	[エリア区分(2)] 四万十市(西土佐地区、有岡地区)、幡多郡大月町						[エリア区分(2)] 四万十市(西土佐地区、有岡地区、富山地区)、幡多郡大月町					
	中土佐町	ピカラ中土佐	よさこいケーブルネット株式会社	—	可		中土佐町	ピカラ中土佐	よさこいケーブルネット株式会社	—	可	
	大豊町	ピカラおおとよ	大豊町	—	—		大豊町	ピカラおおとよ	大豊町	—	—	
越知町	ピカラおち	越知町	—	—	越知町	ピカラおち	越知町	—	—			

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																								
<p>第4表 附帯サービスに関する料金</p> <p>第1 発行料</p> <table border="1" data-bbox="157 321 1288 468"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額 (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話明細書発行料</td> <td>1 通話明細書の発行ごとに</td> <td>500 円 (550 円)</td> </tr> <tr> <td>料金請求書等発行料</td> <td>1 料金請求書等の発行ごとに</td> <td>100 円 (110 円)</td> </tr> <tr> <td>支払い証明書等発行料</td> <td>1 支払い証明書等の発行ごとに</td> <td>300 円 (330 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (ア) 当社は、通話明細書を1の光電話サービス契約ごとに発行します。 (イ) 当社は、料金請求書等を1の光電話サービス契約ごとに発行します。 (ウ) 当社は、支払い証明書等を1の光電話サービス契約ごとに発行します。 (エ) 料金請求書および支払い証明書等について、光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込又は光テレビサービス契約約款に係る申込をした場合（1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービス又は光テレビサービスの提供を受ける場合に限ります。）、当社は当該発行料をいたしません。</p>	区 分	単 位	料金額 (税込価格)	通話明細書発行料	1 通話明細書の発行ごとに	500 円 (550 円)	料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円 (110 円)	支払い証明書等発行料	1 支払い証明書等の発行ごとに	300 円 (330 円)	<p>第4表 附帯サービスに関する料金</p> <p>第1 発行料</p> <table border="1" data-bbox="1403 321 2534 468"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額 (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話明細書発行料</td> <td>1 通話明細書の発行ごとに</td> <td>500 円 (550 円)</td> </tr> <tr> <td>料金請求書等発行料</td> <td>1 料金請求書等の発行ごとに</td> <td>100 円 (110 円)</td> </tr> <tr> <td>支払い証明書等発行料</td> <td>1 支払い証明書等の発行ごとに</td> <td>300 円 (330 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (ア) 当社は、通話明細書を1の光電話サービス契約ごとに発行します。 (イ) 当社は、料金請求書等を1の光電話サービス契約ごとに発行します。 (ウ) 当社は、支払い証明書等を1の光電話サービス契約ごとに発行します。 (エ) 料金請求書および支払い証明書等について、光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込をした場合（1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限ります。）、当社は当該発行料をいたしません。</p>	区 分	単 位	料金額 (税込価格)	通話明細書発行料	1 通話明細書の発行ごとに	500 円 (550 円)	料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円 (110 円)	支払い証明書等発行料	1 支払い証明書等の発行ごとに	300 円 (330 円)	
区 分	単 位	料金額 (税込価格)																								
通話明細書発行料	1 通話明細書の発行ごとに	500 円 (550 円)																								
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円 (110 円)																								
支払い証明書等発行料	1 支払い証明書等の発行ごとに	300 円 (330 円)																								
区 分	単 位	料金額 (税込価格)																								
通話明細書発行料	1 通話明細書の発行ごとに	500 円 (550 円)																								
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円 (110 円)																								
支払い証明書等発行料	1 支払い証明書等の発行ごとに	300 円 (330 円)																								

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この改正約款は、2023年5月1日から実施します。</p>	